

説証官任命(一名)

内閣人第二二四号

起案

平成二九年一月二八日

決定	上奏	裁可
平成二九年一月一九日	平成二九年一月二八日	平成二九年一月二八日

施行

平成二九年一月二八日	平成二九年一月二八日
------------	------------

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

再



内閣総務官



麻生 国務大臣

加藤 国務大臣

小野寺 国務大臣

鈴木 国務大臣

野田 国務大臣

齋藤 国務大臣

江崎 国務大臣

松山 国務大臣

上川 国務大臣

世耕 国務大臣

小此木 国務大臣

茂木 国務大臣

河野 国務大臣

石井 国務大臣

梶山 国務大臣

吉野 国務大臣

林 国務大臣

中川 国務大臣

菅 国務大臣

菅野 国務大臣

Handwritten signatures in black ink, including names like 林, 河野, 上川, 野田, 麻生, 加藤, 齋藤, 世耕, 石井, 菅, 梶山, 小野寺, 江崎, 小此木, 松山, 茂木, 吉野, and 菅野.

高等裁判所長官に任命する

判事 林 道晴

内閣

(一月九日予定)

内閣

最高裁人任第3038号

平成29年12月15日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 寺田逸郎



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事) 判事 林<sup>はやし</sup> 道<sup>みち</sup> 晴<sup>はる</sup>

(発令希望日 平成30年1月9日)

高等裁判所長官任命資格調

(平成30年1月9日)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	年齢	任 命 資 格	根 拠 法 規
東京高長官	東京高判事	林 道 晴	60	判事補, 検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1 号, 第3号

1丁									裁 判 所				
年	出生地	現住所	本籍	号	月	日	事	項	旧氏名	出生年月日	氏名	庁	名
六二	〃	六〇	〃	〃	〃	五七	〃	五五	〃	五四			
四	九	八	〃	〃	四	四	三	一〇					
一	一七	一	〃	一三	一二	一	二八	八					
最高裁判所事務総局民事局付を免ずる	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	判事補に任命する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	東京大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格					
最高裁判所	法務省	〃	最高裁判所	内閣	〃	最高裁判所		司法試験管理委員会		昭和三十三年八月三十一日	はやし 林 道晴		みちはる

2丁		裁 判 所											
	年 号	月	日	事 項	庁 名								
二	昭和六二	四	一	兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所								
四	昭和六二	四	一	札幌地方裁判所判事補に補する	最高裁判所								
一	昭和六二	四	一	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	厚生省								
	昭和六二	四	一	札幌簡易裁判所判事に補する	最高裁判所								
	昭和六二	四	一	より判事の職務を行わしむる者に指名する									
	昭和六二	四	一	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に									
	昭和六二	四	一	兼ねて札幌地方裁判所判事補に補する									
	昭和六二	四	一	札幌家庭裁判所判事補に補する									
	昭和六二	四	一	判事補兼簡易裁判所判事に任命する	内閣								
	昭和六二	四	一	年金局企業年金課主査の併任を解除する	厚生省								
	昭和六二	四	一	年金局企業年金課課長補佐に併任する	厚生省								
	昭和六二	四	一	法制審議会幹事に併任する	法務省								
	昭和六二	四	一	年金局企画課に併任する	厚生省								
	昭和六二	四	一	厚生事務官（年金局企業年金課主査）に併任する	厚生省								
	昭和六二	四	一	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	法務省								

林 道 晴



4丁				裁 判 所																	
年	号	月	日	事 項										庁 名							
平成一三	一四	四	一五	法制審議会幹事に任命する	裁判所法第四十条の規定により判事任期終了	判事に任命する	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局民事局第一課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局民事局第三課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局民事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局民事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	法制審議会幹事を免ずる	東京地方裁判所判事に補する	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する	最高裁判所	
年	号	月	日	事 項										庁 名							
一	一	一	一	最高裁判所	内閣	法務省	法務省	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所

林 道 晴



5丁		裁 判 所																											
二四	〃			二二		〃			二一		〃		〃	平成一七	年 号														
四	〃			七		九			八		一〇		三	一	月														
一二	一六			七		三			三		一一		二二	一	日														
裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了		法制審議会臨時委員を免ずる		最高裁判所事務総局民事局長を免ずる		最高裁判所事務総局行政局長の兼務を免ずる		部会)		法制審議会臨時委員に任命する(国際裁判管轄法制		兼ねて最高裁判所事務総局行政局長を命ずる		最高裁判所事務総局民事局長を命ずる		司法研修所事務局長を免ずる		司法研修所事務局長を命ずる		司法研修所教官に充てることを解く		司法研修所教官に充てる		部の事務を総括するもの指名を解く		部の事務を総括するものに指名する		事 項	
	法務省	最高裁判所				法務省		〃			〃		〃		最高裁判所	庁 名	林 道 晴												

6丁							裁 判 所						
				〃		〃			〃	二五	〃	平成二四	年
				一一		〃			三		〃	四	月
				一一		一一			五		〃	一三	日
		最高裁判所首席調査官を命ずる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	部の事務を総括する者の指名を解く	部の事務を総括する者に指名する	東京高等裁判所判事に補する		静岡地方裁判所長を命ずる	静岡地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局経理局長を免ずる	最高裁判所事務総局経理局長を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する
		〃			最高裁判所			〃		最高裁判所		内閣	庁名

林 道 晴